



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令
(厚生労働一〇六)

(告 示)

○文化財を登録有形文化財に登録する件(文部科学一一七)

(公 告)

諸事項

裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係
特殊法人等

独立行政法人労働政策研究・研修機構平成十八事業年度決算等、独立行政法人都市再生機構、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、型式適合認定、企業年金基金清算終了関係

八五

地方公共団体
解散命令、違法駐車車両保管、行旅
死亡人関係
会社その他
会社決算公告

一〇三
一〇四
一〇五
○厚生労働省令第百六号
麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十条の十六第二項及び第六十三条の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年八月十三日

省 令

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令

麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和二十八年法律第十四号)第五十条の十六第二項及び第六十三条の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように改正する。
第九条中「譲渡の」を「譲渡しの」に改める。

第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

(麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可申請の特例)

第九条の二、二以上の麻薬小売業者は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、前条の規定にかかわらず、次項に定める手続により共同して、法第二十四条第十一項の規定による麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。

一 いずれの麻薬小売業者も、共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足を補足するために麻薬を譲り渡そうとする者であること

二 いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること

2 前項の規定により申請する場合において、麻薬小売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書(別記第十号の様式)を地方厚生局長に共同して提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)

二 免許証の番号及び免許年月日

三 麻薬業務所の名称及び所在地

四 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間

五 いずれの申請者も、他の申請者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足を補足するために麻薬を譲り渡す旨

3 地方厚生局長は、前項の申請に係る法第二十四条第十一項の許可(以下この条において「麻薬小売業者間譲渡許可」という。)をしたときは、前項各号に掲げる事項を記載した麻薬小売業者間譲渡許可書を交付する。

4 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の十二月三十一日又は第二項第四号の期間の最後の日のいずれか早い日までとする。

5 麻薬小売業者間譲渡許可は、その有効期間が満了したときは、その効力を失う。

6 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内においてそのいずれかの免許が効力を失つたとき、又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書(別記第十号の様式)に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて地方厚生局長に共同して届け出なければならない。

7 地方厚生局長は、前項の届出があつたときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて当該麻薬小売業者に交付する。
第三十六条第二項第五号中「第百三十四条」を「第百五十九条」に改める。

厚生労働大臣臨時代理
國務大臣 伊吹 文明

別記第10号の2様式（第九条の二関係）

別記第10号の2様式（第九条の二関係）

麻薬小売業者間譲渡許可申請書

譲渡人・譲渡先	①	免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
		麻薬業務所	所在地		
	名称				
	②	免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
麻薬業務所		所在地			
	名称				
備考					
<p>他の申請者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡したいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>①に係る申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称） 印</p> <p>②に係る申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称） 印</p> <p>地方厚生（支）局長 殿</p>					

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 麻薬業務所欄及び申請者欄にそのすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。

別記第10号の3様式（第九条の二関係）

麻薬小売業者間譲渡許可変更届

麻薬小売業者間譲渡許可年月日				年 月 日		
変更・免許の失効を生じた麻薬業務所	変更前	免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日	
		麻薬業務所	所在地			
	名称					
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地				
		氏名 法人にあつては、名称				
	麻薬業務所名称					
	変更後	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地			
		氏名	法人にあつては、名称			
	変更・免許の失効の事由及びその年月日					
	<p>上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可を受けている麻薬業務所に変更・免許の失効を生じたので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>①麻薬業務所名称 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称） 印</p> <p>②麻薬業務所名称 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称） 印</p> <p>地方厚生（支）局長 殿</p>					

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者のすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。

蓋 印

別記第10号の3様式（第九条の二関係）